

現「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（昭和31年法律第162号）第50条の規定に基づいて施行されているものである。

本県においては、昭和25年に「福島県公立高等学校の通学区域に関する規則」（昭和25年2月14日教育委員会規則第1号）が制定され、公立高等学校全日制の課程・普通科の入学者を対象に通学区域が定められた。以来、学区制は、高等学校の新設・独立・市町村合併等に伴う行政区画の変更等によって一部の整理がなされ、さらに昭和37年における高校生急増対策との関連や、交通・経済事情等の社会情勢の変化等により、学区の一部改正や統合（学区数21から16）が行なわれた。その後も若干の手なおしが加えられて今日に至っている。また、昭和30年度から、高校入学志願者に対して、つとめて学校選択の自由性を与える配慮から、いわゆる隣接学区からの制限された入学（通学）の制限が設けられ、はじめ、この入学許可者数は、その学校の募集定員の5%以内とされていたが、昭和37年度に10%となり、さらに、40年度からは12%と緩和されている。

現行通学区域に関する規則の概況は次のとおりである。

(1) 学区の数……………16

内 訳 小 学 区 (1学区1つの高校)	2
準小学校 (1学区 2校)	4
中 学 区 (1学区3~6校)	9
大 学 区 (1学区7校以上)	1

(2) 固定区と自由区

固定区………66か市町村

自由区………24か町村と4市町の一部地区

（注）固定区とは1学区のみに属している市町村で、自由区とは2~3学区に属している町村または地区をいう。

(3) 隣接学区からの入学許可制限……………12%

以上が学区制の変遷過程と現行の概要であるが、その後の社会流動の激しい昨今においては、種々不合理な点が生じていることは否めない。

そのおもなものをあげれば――。

(1) 小学区・中学区・大学区を併用している複雑なものであり、各学区内の学校数に不均等がみられる。

(2) 高校進学率の向上と人口の過密・過疎現象に伴い、各学区の入学者収容率の較差が大きくなっている。

(3) 交通機関の発達によって通学可能範囲が広域化したにもかかわらず、区域の狭い学区が多い。

(4) 昭和37年度の改正においては、小・中学校との関連と教育行政施策の面から、教育事務所単位に設定されたが、その後教育事務所は7つに統合された。

(5) 住民の日常生活上の行動範囲が拡大し、広域市町村圏が設定された現在、その行政区域と通学区域が一致していない。

(6) 同一市町村でありながら、地区によって固定区と自由区とに分かれている市町がある。

（福島市、郡山市、いわき市、三春町）

(7) 入学を希望する学校の選択において無理な住民登録の変更が目立つ。（通学区域は、保護者の居住地を基準にして定められているため）

上記のような学区制に関する問題については、一時的、部分的な調整では解決し難い時期に至っているものと考えられる。

したがって、今後の本県における高校進学が、機会均等と秩序の保持のもとに円滑になされるよう、現行の学区制を抜本的に検討され、早期に改善策を講じられることを望むものである。

(2) 答申文および答申本文

昭和47年11月2日

福島県教育委員会 殿

福島県後期中等教育審議会会长

角田林兵衛

福島県公立高等学校通学区域の再編成について

昭和47年5月31日付をもって当審議会に諮問のあった「福島県公立高等学校通学区域の再編成について」は、別紙のとおり答申いたします。

福島県公立高等学校通学区域の再編成について（答申）

1. 前 文

福島県後期中等教育審議会は、昭和47年5月、県教育委員会から標記の事項について諮問を受け、以来今日まで5回の会議と小委員会、実地調査等を行なって慎重に検討を重ね、ここに答申をとりまとめる運びとなった。

この諮問は、近年における高校進学率の上昇、あるいは交通事情や人口の変化などと、地域住民の要望に呼応する現行通学区域改編の基本的な方策について答申を求められたものである。

そもそも、高等学校通学区域制度は、高校教育の普及およびその機会均等を図る理念から法の規定に基づいて設定されているものである。

本県における現行学区制は、昭和25年に教育委員会規則によって制定されて以来、高校の新設・独立・市町村合併等に伴っての変更がみられ、昭和37年には、高校生急増対策との関連や、交通・経済等の発展に対応して、学区の一部統合を含む改正が行なわれ、その後は、若干の手なおしが加えられたのみで今日に至っているものである。

しかるに、通学区域の現状は、大・中・小の学区が混在しているうえに、固定区と自由区があるなど、極めて複雑多様な実態を示している。これは、本県の複雑な地形や行政機構と住民感情等による部分的、一時的調整がもたらしたものといえるが、昨今の社会情勢からみて、更に整然とした形態が望ましいと考えられる。また、各学区内における高校入学者の選択校数や収容率に甚だしい不均等があることや、無理な住民登録の変更による入学者の実態がみられること、教育諸条件からくる学校較差などの不合理な点もいくつか指摘されるので、これらの解消についても十分考慮する必要がある。

従って、本審議会としては、現学区制の改正について、早急に検討する必要があることを認める。

2 通学区域再編成についての基本的な態度

学区制制定の趣旨に基づき、本県後期中等教育のあり方